

にいがた県産木材大賞 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（平成30年新潟県条例第59号以下「条例」という。）第20条に基づき、県産木材の供給及び利用の推進について顕著な功績があると認められる者を表彰すること（以下「表彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、次に掲げる功績を有する者に対して行う。

(1) 木材生産・加工部門

県産木材^{※1}の生産、加工・流通等に関して功績が顕著な者

(2) 木材利用部門

県産木材の利用に関して功績が顕著な者

※1 県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材。（条例の定義）

(応募資格)

第3条 県内に事業所を有するか又は県内を活動範囲とする法人、団体、個人

(応募方法等)

第4条 応募者は、別紙応募用紙に必要事項を記入の上、新潟県農林水産部林政課県産材振興室に提出する。

2 応募に当たっては、自薦・他薦を問わない。

3 県は必要に応じて、応募内容について確認や照会する場合がある。

(被表彰者の決定)

第5条 県は、審査委員会において、被表彰者を選考し、決定するものとする。

(審査委員会)

第6条 審査委員会は、農林水産部林政課長(以下「林政課長」という。)及び、林政課長が委嘱した者で構成する。

2 審査委員会は、別記「にいがた県産木材大賞審査要領」に基づき審査し、木材生産・加工部門1～2名程度、木材利用部門1～2名程度を選考する。

(表彰の実施)

第7条 県は、被表彰者に対して知事賞を授与する。贈呈の時期等については、その都度定める。

(事務局の設置)

第8条 この表彰制度に関する事務は、新潟県農林水産部林政課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

別記

にいがた県産木材大賞 審査要領

1 審査方法

審査委員は各自、功績内容ごとに推薦された者を評点する。

各審査委員が付けた評点を推薦された者ごとに集計し、合計値を参考として、総合的に審査し、審査委員の合意により被表彰者を選考する。

2 評点方法

功績内容ごとに推薦された者の評点は、功績内容に該当する審査の視点ごとに県産材振興への貢献度を配点の範囲内（1点、2点、3点）で評点したものの合計点とする。

表彰部門		功績内容	審査の視点	配点
木材生産・加工部門	木材生産	原木の生産等に関して功績が顕著な者	1 継続して県産木材を生産しているか	3
			2 県産木材を多く生産しているか	3
			3 安全かつ効率的に県産木材を生産する技術の向上に努めているか	3
			4 森林の計画的な整備及び保全に努めているか	3
			5 その他特筆すべき事項はあるか	3
			計	15
	木材加工	木材の加工・流通等に関して功績が顕著な者	1 継続して県産木材を使用した製品等を生産・流通しているか	3
			2 県産木材を使用した製品等を多く生産・流通しているか	3
			3 県産木材の有効利用や販路開拓の取組を行っているか	3
			4 県産木材を使用した製品等の品質確保や技術の向上に努めているか	3
			5 その他特筆すべき事項はあるか	3
			計	15
木材利用部門	県産木材の利用に関して功績が顕著な者	1 継続して県産木材を利用しているか	3	
		2 県産木材を多く利用しているか	3	
		3 県産木材の普及効果に資する取組を行っているか	3	
		4 県産木材の利用の幅を広げる取組を行っているか	3	
		5 その他特筆すべき事項はあるか	3	
		計	15	